



# マイナンバー制度が始まります！！

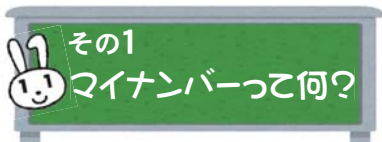
パート1



マイナンバー  
キャラクター  
マイナちゃん

## 平成 28 年 1 月からスタートする「マイナンバー制度」

テレビやラジオ、新聞など様々なメディアで取り上げられていますが、わからないことばかり。もうすぐ始まる「マイナンバー制度」について、制度がどのようなものか、私達の生活はどのように変わるのか、今月号と来月（9月）号でお知らせします。



マイナンバーとは、住民票を有するすべての方に、1人1つの番号(12桁)が付与されます。その番号を社会保障、税、災害対策で効率的に情報

として管理し、複数の機関に存在する個人情報が一人物の情報であることを確認するためのシステムとして、平成 28 年 1 月より利用が開始されます。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、期待される効果としては、大きく3つあげられます。

### ①公平・公正な社会の実現

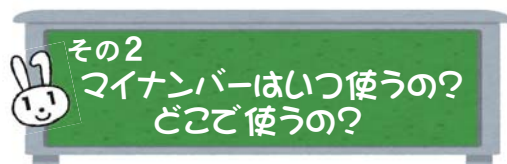
所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや、給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになります。

### ②国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政情報から様々なサービスのお知らせを受け取ることが可能になります。

### ③行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照会、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになります。



平成 28 年 1 月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きにマイナンバーが必要になります。

マイナンバーは税、社会保障、災害対策の中でも、法律や自治体の条例で定められた行政手続きでしか使用できません。



## 【マイナンバーが必要となる場面】

### 税関係

- 役場・税務署等に提出する申告書、届出書、調書などに記載
- 役場・税務署等での内部事務 など



### 社会保障関係

- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- ハローワークの事務
- 医療保険の給付、請求
- 福祉分野の給付、生活保護 など

### 災害対策関係

- 被災者生活再建支援金の給付
- 被災者台帳の作成事務 など



その3  
自分のマイナンバーはいつわかるの？

各種手続きが必要となるマイナンバーですが、実際にはどのように通知されるのでしょうか？

今年10月以降に、住民票に登録された住所へ12桁のマイナンバー番号、氏名、住所、性別、生年月日が記載された「通知カード」が送付されます。

この「通知カード」は個人のマイナンバーを証明する大事な書類です。また、本人確認が行える「個人番号カード」の申請にも必要となるので、紛失しないよう大切に保管して下さい。



メモ

- (1) 家族（独身者を除く）で連番の番号が付与されることはありません。
- (2) 通知カードは世帯ごとに送付されます。
- (3) 一度決められた番号は、原則変更しません。
- (4) 中長期滞在者、特別永住者の外国人の方も対象です。


『通知カード』は簡易書留で送付されます。

**必ず** 受け取りましょう！！

※配達時に不在の場合、「不在票」が投函されますので、再配達を依頼して下さい。



大事なお知らせ

まずは**10月**までに  忘れずに確認しよう  
住所の確認をしましょう！！

住民票の住所と居住地が異なる方へ

通知カードは、住民票の住所に送付されます。

正確に受け取るためにも、住民票の住所を居住地へ移してください。

【問合せ】

住民課戸籍年金係 ☎ 23 - 2463



特別な事情がある方へ

東日本大震災による被災者、ドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカー行為、児童虐待等の被害者の方で、住民票を残したまま別の場所にお住まいの方や、長期の入院・入所が見込まれる方は、所定の手続きを行うことで居住地への通知カード送付が可能です。

【申請方法】

- ・現在お住まいの市町村にて申請書入手し、必要書類と共に住民票のある市町村へ郵送します。

【必要書類】

- ・申請者の本人確認書類のコピー
- ・居住地を証する書類のコピー など

【申請期限】平成27年9月30日（水）まで

マイナンバー制度に関する説明会を開催します

【開催日時・場所】

- 平成27年8月25日（火）午後6時～午後8時  
西当別コミュニティーセンター
- 平成27年8月26日（水）午後6時～午後8時  
ふれあい倉庫（当別赤れんが6号）

【内容】

- ・マイナンバー制度の内容説明
- ・参加者からの質疑応答

【その他】

- ・事前の申し込みは必要ありません。

【問合せ】広報秘書課情報管理係 ☎ 23 - 3069



**次号予告** 9月号では個人番号カードの申請方法、留意事項等についてお知らせします。